

新型コロナウイルス対応Q&A（施設入所・グループホーム編）

（１） サービス提供について

令和２年６月１日現在

	内容	対応内容	留意点
1	入所系サービス（施設入所・グループホーム）においても、事業所の判断で休業してよいか。	<p>原則としてサービスの提供を継続とすることが基本であるが、感染拡大防止の必要性や重要性を考慮し、休業が特に必要と判断した場合は、神戸市に報告したうえで、休業することも可能である。</p> <p>ただし、事業所から、自宅での生活を願う場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得る ・家族の支援等により自宅での受け入れが可能であることを確認する <p>上記のことが必要である。またこれらの経緯については、記録にきちんと残しておくこと。</p>	<p>令和２年４月８日神戸市福祉局長通知「障害者関係施設等における新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令を受けた対応について」</p> <p>令和２年５月２７日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第７報）」</p>
2	施設利用者や施設職員で感染が確認された場合はどうなるのか。	<p>利用者等への具体的な対応については、保健所の指示に従うこと。またこれにより職員体制を維持できない場合は、減算の対象とはならない。</p>	<p>令和２年５月２７日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第７報）」</p>
3	施設利用者や施設職員で感染が確認された場合、併設している通所系サービスや短期入所はどのようなになるのか。	<p>公衆衛生対策の観点から本市が休業が必要と判断した場合は、本市より事業所へ、通所系サービスおよび短期入所サービスの部分のみ休業要請を行うことがある。</p>	<p>令和２年２月１８日厚生労働省通知「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（Q&A含む）</p>

（２） 報酬について

	内容	対応内容	留意点
1	施設内で新型コロナウイルスに発症者が発生したことにより、職員が確保できない場合どのようなになるのか。	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により人員基準を満たすことができなくなる場合は、減算等の対象とはならない。</p>	<p>令和２年５月２７日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第７報）」</p>

	内容	対応内容	留意点
2	グループホームの場合、事業所から自宅での生活を願った場合でも家賃を利用者へ請求してよいか。	事業者と利用者間で締結されている利用契約に基づき判断いただく。利用者へ家賃を請求する場合は、丁寧な説明を行い理解を得ること。	
3	グループホーム利用者から家賃を請求しない場合でも「グループホーム利用者家賃負担軽減事業」における家賃補助を受けることは可能か。	当該事業は利用者の家賃軽減を目的としているため、事業者が負担した家賃は対象外である。	
4	入所系サービスにおいて、利用者が自宅で生活することとなった場合、どのような支援を行えば通常提供しているサービスとみなされ、報酬の対象となれるのか。	健康状態や入浴、排せつ及び食事等の介護が十分に確保できているかの確認、またそれらが良好に確保されていない状況であれば、直接的な支援に入るなどし、施設での生活と同じ水準が保たれるようにする。また必要に応じて生活等に関する相談及び助言も行う。 ただし、報酬請求を行うことによって生じる利用者負担について、利用者へ説明し、了承を得ること。 ※当該利用者について、その日ごとに経緯及び提供したサービスの内容等を記録に残すこと。 ※居宅での支援を行った日と同時間帯に、利用者が在宅で居宅介護などの障害福祉サービスを利用している場合は、対象外となる。	令和2年5月27日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」
4-2	No.4は必ず利用者の居宅において支援を行う必要があるか。	電話等によって支援を行った場合でも、報酬請求は可能。	
4-3	入所系サービスにおいて、新型コロナウイルス感染者が発生した場合などに、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員を派遣した場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算の要件である配置職員とみなすことは可能か。	可能である。 この場合、当該加算で得る報酬の取扱いについて、応援職員の派遣元と協議しておくこと。	

	内容	対応内容	留意点
4-4	グループホームから自宅に戻った者への支援に対する各種加算はどのようになるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算 医療連携体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅳ）については、医療機関等との連携により障害者に対して看護等を行うこと等を要件としているが、看護職員等が自宅を訪問して支援を行う場合であってもその他の要件を満たす場合は算定可。 医療連携体制加算（Ⅲ）については、看護職員が自宅への訪問又は ICT 機器を用いるなどして、自宅を訪問した認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合も算定可。 医療連携体制加算（Ⅴ）については、体制による加算であるため、自宅における利用者についても算定可。 ・夜間支援等体制加算 夜間支援等体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）については、夜勤職員又は宿直職員による自宅への訪問による介護や定期的な巡回による支援がなされる場合についても算定可。 夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、体制による加算であるため、自宅における利用者についても算定可。 ・重度障害者支援加算 重度障害者支援加算の対象者について、自宅への訪問や電話等による必要な支援がなされる場合についても算定可。 	令和2年5月27日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」
5	利用者が自宅で生活をしている場合、支援を行った日のみが報酬の対象となるのか。	支援を行った日のみが報酬の対象となり、支援を行っていない日は対象とならない。	
6	新型コロナウイルス罹患により入院した利用者への支援はどのようになるのか。	他の入院時と同じく「入院・外泊時加算」の対象となる。なお、入院後8日を超えた日からは1週間に1回以上、職員が病院を訪問し利用者支援を行うことが、加算条件となっているところであるが、職員への感染予防等の観点から医療従事者より面会等が禁止されている場合は、そのことの記録があれば面会実績がなくても加算の対象となる。ただし、利用者本人に会うことができないので、医療機関とは十分な連絡体制を構築し、本人の容態等について適宜、把握ができていくようにすること。	

	内容	対応内容	留意点
7	グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業要請を受け、グループホームで利用者に対し日中に必要な支援を行った場合、報酬算定は可能か。	<p>当該障害福祉サービスを利用できない期間が月に3日以上ある場合においては、グループホームの「日中支援加算（Ⅱ）」の対象としてよい。</p> <p>なお、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行った場合は、障害福祉サービス事業所に対し、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象することができるが、「日中支援加算（Ⅱ）」と重複して請求することはできないため、あらかじめグループホームと通所先の障害福祉サービス事業所との間で、当該者への日中の支援の対応や役割等について情報共有すること。</p>	令和2年5月27日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」

担当：障害者支援課
 自立支援給付・医療担当
 連絡先078-322-6352